

第33回 道州制特区提案検討委員会

日 時： 平成21年11月6日(金) 10:00～12:00

場 所： KKRホテル札幌 2階 孔雀

出席者：

(委 員) 五十嵐委員、井上委員、河西委員、竹田委員、南部委員、湯浅委員

(事務局) 総合政策部 前川参事監

総合政策部地域主権局 山本局長、出町局次長、本間参事、渡辺参事

(山本地域主権局長)

みなさん、おはようございます。

定刻になりましたのでただいまから道州制特区提案検討委員会を開催いたします。

私は、地域主権局長の山本でございます。会長が選任されるまでの間進行役をさせていただきますのでどうぞよろしくお願ひいたします。座らせていただいて進行役をさせていただきます。

それでは、まず開会にあたりまして総合政策部参事監の前川からごあいさつを申し上げます。

(前川参事監)

総合政策部参事監の前川でございます。よろしくお願ひいたします。

本日は、新しい委員の皆様をお迎えしての最初の北海道道州制特区提案検討委員会の開催になります。

皆様におかれましては、このたび委員にご就任いただき誠にありがとうございます。またお忙しい中、通算で33回目になりますが本委員会にご出席いただき重ねてお礼を申し上げます。

本来ならば知事がこちらに来ましてごあいさつを申し上げるべきところでございますが、本日所用のため上京中でございます。私からごあいさつをさせていただきます。

北海道では、国のかたちでこれまで中央集権から転換し、地域のことは地域で決めることができる、こういう地域主権型社会の実現に向けて平成19年4月に施行されました道州制特区推進法に基づき国に対して様々な提案を行ってきたところでございます。

本委員会は、国への提案にあたりまして具体的な審議を行う場として道州制特区推進条例に基づいて設置されたものでございます。これまでの道民の皆様からいただいた300件を超すアイデアなどをもとに、本委員会で一つひとつ審議を行った上で、4回の答申としてとりまとめをしていただき、道といたしましては、それに基づき国に対して26項目の提

案を行ってきたところでございます。

これにおかれましても、前回からの継続案件や道民の皆様からの新たな提案などにつきまして地方分権の推進ですとか北海道の発展に向けてそれぞれの専門的な観点から国への提案を行うべきかどうかをご審議いただきたいというふうに考えているところでございます。

また合わせて本委員会には道民の皆様からよせられたご意見を基にオープンな議論を行う場として道州制特区に対する関心を高めていただく、道民性を編成していく上で重要な役割を担っていくというふうに考えているところでございます。

ご存知の通り国におきましては、新しい政権が誕生いたしました。新政権のマニフェストには、中央集権体制を抜本的に改め地域主権国家に転換することがうたわれているところでございます。

また先日でございますが原口総務大臣は、日本経団連からの道州制の早期実現を求める、こういう提言を受けまして道州制のあり方などを検討するための専門チームを共同で設置するといったような報道があったところでございます。

現時点では、道州制特区そのものの取り扱いに関しまして新政権の具体的な考え方は、必ずしも明らかになっているところではないという面もございます。道といたしましては、新政権がいう地域主権国家を考えて、そして進めていくことが道州制の実現につながっていくのではないかと考えております。今後とも国の動向を注視しながらその取り組みを着実に進めていきたいと考えております。

委員の皆様には、限られた期間の中で精力的にご審議をいただくこととなります。誠に恐縮に存じますがよろしくご協力をお願いしたいと思います。

私のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

(山本地域主権局長)

それでは、本日は第 2 期目の委員会の最初、スタートということでございます。皆様方の議事に入る前に委員の皆様をご紹介させていただきます。

50 音順にご紹介申し上げますので、なにか一言ずつコメントをいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

まずは、社団法人北海道総合研究調査会常務理事でございます五十嵐智嘉子さんでございます。

(五十嵐委員)

五十嵐でございます。よろしくお願いいたします。

前期に引き続きましての委員ということでよろしくお願いいたします。

今参事監のごあいさつにもありましたけれども、新政権が目指す地域主権型国家のあり

方については国のほうで中心的に議論がされていくのだろうと思いますが、この特区につきましても、私たち受け皿としてのトレーニングの場でもあるというふうに捉えています。

私たち自身の気持ちとか体制が変わらなければ地域主権は成り立たないというふうに思っていますので、またみなさんと議論をしていきたいと思っています。

よろしく願いいたします。

(山本地域主権局長)

次に北海道大学大学院経済学研究科教授でございます井上久志さんでございます。

(井上委員)

ただいまご紹介をたまわりました井上でございます。

これからしばらくの間みなさん方と一緒に道州制特区の提案ということで道民の目線に立ったということと共に道民のみなさん方からいただいた意見を一つひとつ吟味しながらより良い北海道の明日に向けて努力してまいりたいと思いますので、みなさん方と一緒に勉強させていただければと思います。

よろしく願いいたします。

(山本地域主権局長)

ありがとうございました。

続きまして、札幌学院大学経営学部経営学科教授でございます河西邦人さんでございます。

(河西委員)

おはようございます。

ただいまご紹介にあずかりました札幌学院大学の河西でございます。

昨日、地域づくり支援局のチャレンジ交付金のフロア会議というものに参加いたしました。その時に市町村の職員から得た話というのは、市町村では様々な取り組みをしたい。ところが規制があるから、それをどうにかクリアしたい。それを道として応援していただきたいというような声がある一方で、この分野に関してはもっと規制してもいいのではないかなというような意見もあがっていました。

これからの北海道のビジョン、そのビジョンを実現するために規制を緩和するところは緩和し、また一方で北海道として大切に残していかなければいけないところは規制をする。そのようなバランスの取れた判断が必要かなというふうに思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

(山本地域主権局長)

ありがとうございます。

続きまして、北星学園大学経済学部講師でございます竹田恒規さんでございます。

(竹田委員)

北星学園大学の竹田でございます。よろしくお願いいたします。

道州制というのは、最終的には都道府県レベルに権限等を移譲するというので、最終的にその権限は、本当は市町村へおろさなければいけないものと思っております。

道庁の方とお話をさせていただいた時に、道州制というのは、私は最終的には道がなくなることになると思うのですがという話をして、それでもよければということでお引受けさせていただきました。

専門は、行政法とか地方自治法ですので、とにかく総務省等々への勧告・提言等にあたりましては、こちら側の法令解釈等がちゃんと地についたものでなければならないということが必要でありますので、その点につきまして可能な限りお手伝いをさせていただければと思っております。

よろしくお願いいたします。

(山本地域主権局長)

ありがとうございました。

続きまして、光塩学園理事長でおられます南部・ユンクィアン・しず子さんでございます。

(南部委員)

光塩学園の南部でございます。

はじめてこの会に出席をさせていただいております。私は、北海道生まれの北海道育ち、まさしく道産子でございます。今現在学校経営を行っているのですが、生徒の95%が北海道民です。そういうこともありまして食に関する仕事が私は多いのですが、食の需給率200%の北海道ということで、決して未来は暗くはないいつも信じております。

こういう会を通してなにか将来北海道がより良くなる、そういうようなことも考えながらいろいろ研究、勉強させていただきたいと思っております。

よろしくどうぞお願いいたします。

(山本地域主権局長)

次に農業・ファームインを運営されておられます湯浅優子さんです。よろしくお願いいたします。

(湯浅委員)

皆様、おはようございます。

十勝の新得町で酪農とファームインをやっております。

私は、この道州制の会議は、道民会議の時に参加させていただきまして今回 2 回目というか道州制のほうに関わらせていただいて大変光栄だなというふうに思っています。

私は、本当に小さな地域、田舎の地域で現場の中で生きている者として代表となるにはおこがましいですが、本当のその生の声を届けたいというふうに思っています。

道州制というのは、本当に北海道が自立することでもある。先程おっしゃったように各地域が自立することであり、そこに住んでいる人々が自立すること。それをいかに幸せに、そして希望が持てるように進めていくかということだと私は自ら感じていたのです。

この検討委員会に入らせていただいて、その提案がそっちの方向に向いているかどうかという本当に小さな目で見たいなというふうに思っています。

どうぞよろしくをお願いします。

(山本地域主権局長)

ありがとうございました。

本日は、都合により欠席ということでございますが、株式会社サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役の宮田昌利さんを加えまして、以上 7 名の委員ということでございますので、皆様どうぞよろしくお願いいいたします。

続きまして、私ども事務局のほう、今日席についているメンバーをご紹介します。

地域主権局次長の出町でございます。

(出町次長)

出町でございます。

よろしくどうぞお願いいいたします。

(山本地域主権局長)

次に、主権局道州制担当参事の本間、同じく参事の渡辺でございます。

(本間参事・渡辺参事)

よろしくお願いいいたします。

(山本地域主権局長)

どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは次に 4 つ目の議題、役員の選任ということでございます。

道州制の推進条例第7条の規定によりまして本委員会には会長1名、副会長1名をそれぞれ委員の皆様の互選により置くことになっておりますので選出をお願いしたいと思っております。

まず選出方法についてなにかご意見等はございますでしょうか。

特にご意見がないようでしたら、恐縮でございますが委員の方からどなたがご推薦していただくということでいかがでしょうか。

ご了解いただきましたので委員の皆様からどなたかご推薦をいただければと思っておりますがいかがでしょうか。

(河西委員)

この委員会のこれまでの議論に精通されていらっしゃる井上委員にお願いしたいというふうに考えます。また副会長に関しては、もし井上先生が会長をお引受けいただけるのであれば井上委員にご指名をいただくということでいかがでしょうか。

(山本地域主権局長)

ありがとうございます。

ただいま河西委員からこれまでの経過なども踏まえ会長には井上委員、副会長は会長が指名する方というご意見をいただきました。こういったかたちでよろしいでしょうか。

<異議なし>

ありがとうございます。

それでは、申し訳ございませんが会長には井上委員、副会長には会長が指名する方ということでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、井上委員に会長ということでよろしく申し上げます。井上会長には、今お話がございましたように副会長のご指名をお願いしたいと思います。

(井上会長)

前回に引き続きということで五十嵐委員に副会長ということをお願いしたいというふうに思います。

先程河西先生のほうからお話がありましたけれども、私自身は現高橋知事のもと、さらに以前の堀前知事の時から道州制の問題に関わっているのです。長くこの仕事をやっているのはいいのかどうかということもありますけれども、是非五十嵐委員のご協力を得ながら、みなさん方と一緒に推進していければというふうに思っております。

1点だけその理由を申し上げますと、先程湯浅委員からも若干発言がありましたけれども、この道州制についての道民議論というものは様々に紆余曲折してきたわけです。やはり、一番大きなこの道州制の推進力というものは、行政でもこの委員会でもなく道民の方一人ひとりの力ということになります。

それで、高橋知事の 1 期目だったと思うのですが、前々回の委員会の時に知事が座長を務められていました。その時に道民のみなさん方にわかっていただかなければいけない。私たちだけでは済まないのではないかということで、実はボランティアで道民のみなさん方の意見を掘り起こすという作業をする前段階をいたしました。みんなの道州制というパンフレットを作成して、道州制になると地域はどういうふうになるのかというようなパンフレットです。これは、ボランティアで、本当に冬の寒い時に何回も何回も集まりながら、特に湯浅さんは十勝の新得のほうから毎回出てこられて、その取りまとめというのが、実は五十嵐さんとか湯浅さんであったので、是非前回から引き続きということになって、みなさん方には申し訳ないのだけれども、理解を得られるかどうかはわかりませんが、是非五十嵐委員を副会長ということでご了解をいただければというふうに思っております。

(山本地域主権局長)

ありがとうございました。

五十嵐委員がご指名でございますが、そういうことで副会長はよろしいでしょうか。

<異議なし>

ありがとうございます。

それでは、皆様のご了解をいただきましたので会長には井上委員、副会長には五十嵐委員が選任されました。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議題の 5 つ目になりますが前川参事監より井上会長に知事からの諮問書の交付ということでよろしくお願ひいたします。

(前川参事監)

諮問につきまして、よろしくお願ひいたします。

<井上会長に諮問書を手交>

(井上会長)

ただいま高橋はるみ北海道知事からこの北海道道州制特区提案検討委員会に対して諮問をいただきました。

先程参事監の方から話がありましたけれども、過去 4 回にわたりまして道州制特区提案ということで国にあげてまいりました。それに引き続いてということもありますし、新しいメンバーの方々の多様な意見というものも合わせて礎にしながら今後北海道経済社会の活性化のため道民生活の、特に質の向上にむけてこの委員会のみなさん方と真摯に議論をしながら新たな答申を取りまとめたいというふうに思います。

よろしくお願ひいたします。

(山本地域主権局長)

井上会長、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、会長・副会長が選任されましたので、これからの先の議事進行については、会長にどうぞよろしく願い申し上げます。

(井上会長)

みなさん方それぞれに、あるいは私自身も含めて、たとえば現在の政治状況の中で道州制というものがどういうふうにならなければならないのか。あるいはその他の地域、あるいは日本経団連等々の道州制というもの、私たちが目指す道州制というものがかなり利点になるものもあるわけがございます。そのあたりのところは、機会があれば少しずつみなさん方と意見を取り交わしていく中で、前向きな道民の目線に立ったというような議案を審議してまいるということでご署名いただければというふうに思います。

ただいまから早速6の議事というところに入ってまいりたいと思います。

まず事務局のほうから道民提案の検討・整理状況等についてご説明いただきたいと思っております。

まったく余計なことといいますが、過分になるかもしれませんが、何度も申し上げますように、この委員会というものは、極力事務局が用意したシナリオ通りというようなことではなくて、これは以前もそうだったし、私のところに議事進行表というものを用意していただくことはあるのですが、ほとんどその通りには進まない。

それで、本当にみなさん方の思っている本音を道民の代表として是非お出しいただければというふうに思っております。

本日のところは、今ありましたように前回までの道民のみなさん方の提案というものがどういうふうに取り扱われ、今どういう状況になっているのかということも含めて事務局のほうからご説明いただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

(渡辺地域主権局参事)

それでは、よろしく願いいたします。

はじめに、簡単に道州制特区法の概要とこの委員会の根拠となります道州制特区推進条例について簡単に説明させていただきます。

資料の後ろのほうに参考資料1がございます。道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律です。これは、道州制特区推進法の正式の名称ということになります。

まず法律の目的でございます。地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、北海道地方等の自立的発展に寄与するということが目的とされています。

法律の仕組みでございますけれども、まず政府が道州制特区の対象となる都道府県を「特定広域団体」ということで政令で指定をするということからはじまります。

対象となるのは北海道、あるいは 3 つ以上の都府県が合併した場合のその都府県というのが対象ということです。現在のところ政令で指定されているのは北海道だけということになってございます。

この法律は、特定広域団体としての道の提案に基づいて国から道への権限移譲を進めるということが目的となる法律でございます。国から移譲する項目など、法令の特例措置というものについては、道州制特別区域基本方針という中で盛り込んで、これを閣議決定することで国から権限が落ちてくるということになっています。

この閣議決定の前段には、道州制特別区域推進本部というものがございまして。ここで国からの権限移譲をするかどうかということを経験して決めることとなりますけれども、この本部長は内閣総理大臣が務めて、全ての閣僚が入った中で開催されます。

それとそこには、参与というかたちで北海道知事も加わった中で国としては対応を決めていくということになっております。

具体的に北海道が新たな権限等を国に提案した場合には、真中に黒く塗りつぶしたところがありますけれども、道が提案した場合には基本方針の変更を素案を添えて提案ということで、これが要は特区提案というふうになります。

この提案を出すに当たっては、関係市町村の意見を聞くということと道議会の議決を経て国に出すということになってございます。

この提案を受けた国におきましては、先程いいましたけれども、いろいろな市町村の調整を経た上で道州制特別区域推進本部という場で結論を出すということになっております。道の提案を受ける場合は、推進本部が基本方針の変更案とその中に権限移譲があれば法令の特別措置を盛り込んで、それを作成して、それを閣議決定することで決まる。

提案が受けられないという場合には、その旨を道に周知するとともに、理由も明らかにするというようになっております。

こうした枠組みの中で特区提案というものが進められているということでございます。

次に、1枚めくっていただいて参考資料 2 になります。こうした道州制特区推進法に基づく国への提案に積極的に取り組むということのために道といたしましては、北海道の道州制特別区域推進条例というものを策定してございます。

この条例は、国への提案については道民議論を背景に行われるべきだという考えのもと、道民参加の中で変更提案を取りまとめるため、今日開催させていただいております提案検討委員会を設置させていただいております。

この本委員会におきまして道民の皆様から寄せられたアイデアをもとに、国への提案を検討していただくということで進めさせていただいているところでございます。

この後ろに道州制特区推進条例の具体的な条文をつけさせていただいております。

こうした中で道民のアイデアをもとに提案をしていくということで、では道民のアイデアがどういう状況になっているのかということになりますけれども、資料 3 を見ていただきたいと思います。

道民提案の検討・整理状況（集計表）ということでございます。道民提案については、ホームページですとかそういう媒体等を通じて幅広く募集をしてきておりまして、平成 19 年 3 月に募集をはじめて以来、今年の 4 月までの間に個人・市町村・各種団体から計 314 件の提案をいただいております。総数の合計という欄のところのデータとして道民提案数というものがございますけれども、この合計が 314 件になっているということでございます。

この 314 件には重複しているものもございますので、重複を整理しますと、その右横になりますけれども 268 という項目数があるということでございます。314 件の重複を整理すると 268 の種類に、項目になるということでございます。この 268 全てについて前の委員会では 2 年をかけて検討していただいたということでございます。

この 268 の内、右になりますけれども、特区提案として検討すべきものということで 157 の提案数、項目数にすると 114 になりますけれども、そういう特区提案として整理するものというものと、特区提案によらなくても対応可能なものということで大きく 2 つにわけたところでございます。

特区提案によらなくても対応可能なものというのは、157 提案があつて項目としては 154 項目あつたということでございます。

特区提案として検討すべきものということになっています 114 項目について検討を進めていった結果、31 項目について計 4 回、1 回から 4 回までありますけれども 4 回にわけて委員会から答申をいただいたということでございまして、これが国への提案に繋がったということでございます。

特区提案として検討すべきものとして答申に繋がったものと一旦終了というものが 78 ありますけれども、その時点では、検討した時点では提案を見送ったものが 78 あるということでございます。

継続 5 とあります。5 項目が検討を継続している状況になっています。この 5 項目は具体的になにかといいますと、5 ページをご覧ください。5 ページの上から 4 つ目、5 つ目です。番号でいくと 54 番と 215 番です。カジノの関係が 2 つございます。

それと 6 ページになりますけれども、真中くらいになりますが 69 番、自由貿易地域指定がございしますが、これも検討を継続中でございます。

下のほうになりますけれども 75 番と 221 番、空港の一括管理、千歳空港のハブ空港化ということで空港の管理権限の移譲について継続検討という状況になっております。

今全体の 31 項目について答申をいただいて国に提案をしたということで、国への提案の結果は資料の 2 にございます。これが答申に基づいて道議会に提出した提案の一覧表になります。

第 1 回目は、平成 19 年 12 月に行つてございまして、項目としては札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更という項目以下 5 本の項目について提案をしたところでございます。

その提案の横に「国の対応状況等」という項がございます。これは、国が道の提案に対して出した結論ということでございます。これは平成 20 年の 3 月 21 日に閣議決定ということで出されております。5 つ提案を行ったうち、黒塗りになっているところは政令解釈として省令化を行って、なんらかのかたちで道の提案を検討するべきではないかというふうなことになっております。

その後 2 回目は、20 年の 3 月に 11 項目ございます。3 回目は、20 年の 10 月ということです。2 回目、3 回目の国の対応状況というものが出たところでございますけれども、4 回目の提案は今年の 7 月に行っておりますけれども、これについては現在国において対応を検討中ということで、まだ結論をいただいていないという状況になっております。

以上道民提案の検討・整理状況等についてご説明をさせていただきました。

(井上会長)

ありがとうございました。

事務局から議題の (1) 道民提案の検討・整理状況等についてということで説明をいただきました。

先生方の中でなにかこれについてのご意見、質問があればお出しいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

特に資料の 2 というのは、これまでこの委員会でとりまとめをして知事にあげ、そしてそれを今度は議会に提案され、そこでこれまでのところは全会一致で全てについてご了承をいただき、今度はその前にということになります。道民のみなさん方に公示をしてご意見を聴衆するというような手続きを経ております。

そして道議会を経たのち国に提案ということで、その中で半年から 1 年待たされるというようなかたちになっております。

これをご覧いただくとおわかりいただけたと思いますが、これは本当に道民のみなさん方一人ひとりの日常の生活の中から、ちょっとおかしいよねというようなものを逐一道民のみなさん方の提案を抛り所にしながら組み立ててきております。

たとえば、これが発足した時の第 1 回提案ということになりますが、この当時なにがあったのかというと、医療の問題、医師不足の問題がメディアを賑わせておりました。あるいは食の安全安心ということで牛肉偽装事件というものがあって、国、道を中心として責任の所在はどうかというようなところが出ておりました。

あるいはその下、北見のほうで水道管が破裂したというようなところの問題がありました。ここのところは、わかりにくいかと思いますが、確か人口 5 万以上のところは国の権限、5 万以下は道の権限ということで、北見の場合は国の権限の範囲内になりますから、結局国の指示を待たないと勝手にできないというようなことで、地元の人はたまったものではないというようなこともあります。こういった問題をいかに解決するかということが、この委員会で話題になる。

そして、その法律ができて 1 年近く間があいておりましたので、北海道を忘れられると困るというようなことで、私ども委員は毎週毎週、週に 2 回くらい集まったこともあると思うのですが、9 時過ぎ 10 時過ぎまで喧々諤々と議論をしてまとめたのがこういうこと。

ですから、道庁の事務局から一つひとつ提案していただいてということではなくて、道民のみなさん方の生活の質というものをいかに安全安心を確保するかというところを拠り所にしておりますので、専門分野云々ということに関わりなく道民一人ひとりの目線でやっていただきたいと思います。

いずれにしても第 4 回提案というのは、これはどういうふうに扱われるのかというのは興味津津のところでありまして、わかりやすいところでいえば国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示というものがある、実は JAS 法に基づく権限の移譲というものが、一番上のところで全国で実現というようなことが書いてありますけれども、実際に研究に使用されてもお金がついてこないという騙し打ちをくろうというようなところもあるので、実際どれくらいのコストがかかっているのですかということをはっきりと情報公開してもらわないと、権限だけ移るよといって財源が付いてこないような国のやり方には、ちょっと我慢できないということでこれを訴えているところです。

その下の郵便局の活用というものは、これは現政権がまさに今これをやろうとしているところであって、特に地方の特定郵便局等々で地方公共団体の一部の確保。これは実現する可能性があるのでしょうかけれども、道が提案したものを道だけに適用されなくても我々は口火になればいいということ。

現政権の試金石というものは、その上の条例による法令の上書き権の創設ということで、地域の実情によった法律の解釈というものを認められるのか認められないかというところで現政権の地方分権への実質的なスタンスというものは明らかになるだろうということでも固唾を飲んで見守っているというようなところです。

解説が長くなりましたけれども、こういったかたちであがっているのは、道民のみなさん方一人ひとりの日常生活に関わる部分だということ。法律の先生が 2 人おられますけれども、そのあたりは、先生は先生で学問的な部分の議論等々を踏まえて、より実現に向けた議論の枠組み、論点を整理したというようなところでもお願いしたいということです。

長くなりましたけれども、今の事務局の説明、道民提案の検討・整理状況等々についてなにかご意見、ご質問があればお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(河西委員)

資料 4 に関して質問があります。

まず、審議の進め方の 2 つ目の○のところ、「今後も、地域や関係団体等の意見が審議に反映されるよう、意見聴衆の機会を多く設ける必要がある」というふうに書いてあります。

また、(2) の審議・答申分野について、最後のほうに「関係分野の審議会等との連携や

関係団体との意思疎通を図るよう努力しながら、さらに審議を重ねていく必要がある」と記述されておりますが、実際にこのプロジェクトはどういう感じになっているかということ、是非この委員会のみなさんに説明いただきたいと思っております。

(井上会長)

ありがとうございました。

この点につきましては、事務局のほうから説明をいただいた上でお答えするというかたち。先生、誠に申し訳ありません。私が申し上げればよかったのですが、これは議題の(2)に前委員会からの申し送り事項についてということで、ここの説明が事務局は資料4に基づいて行う予定であるというふうに理解しておりますが、参事、そういうことでよろしいでしょうか。

では、説明をしていただいたその後、あるいは説明の中で、今のご質問の主旨に対して事務局からの説明というようなものをいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

(渡辺地域主権局参事)

それでは、前委員会からの申し送り事項について説明をさせていただきます。

まず、これは運営委員会の2回くらいの会を使って次の委員会に対してどういうことを引き継ごうかということ議論していただいてまとめていただいたものでございます。

まず、審議の進め方ということでございます。これまでやってきた道民に道州制だとか道州制特区を理解していただくという点から、道民のニーズに応えた提案を国にぶつけていくということは非常に意義があるということでございます。

それと、寄せられた道民提案の背景だとか実情というものを的確に把握した上で提案するべきということで、そうした関係団体等の意見が審議に反映されるよう意見聴衆の機会を設ける必要があるということでございます。

具体的に前回の委員会でいろいろ意見聴衆をしたものがありまして、たとえば医療の関係でいけば北海道医師会の方、北海道看護協会の方に来ていただいて多くの意見を伺いました。

それと、継続案件になっておりますけれども、カジノの関係についても小樽商工会議所の方に来ていただいていろいろな意見交換をさせていただきました。

NPOの方からはコミュニティーハウスという提案があるのですが、それについても実情等を把握していただいて、委員のみなさんと意見交換をしていただいた。そのような機会をいくつか設けてみましたけれども、この委員会においてもできる限りそういった意見聴衆の機会を設けていきたいと考えております。

それに加えて具体的な提案ということだけではなく、旭川と釧路においては、委員の先生に地域に出かけていただいて、具体的な道民提案の検討ということではないのですけれど

ども、地域での実情とかそういうことのお話を聞いて意見交換をやっていただくということをご2回ほどしたということでございます。

次に(2)の審議・答申分野ということでございます。

ここにおきましては、2年間をかけて地域医療ですとか食やくらしの安全・安心、環境、観光、地域再生というような広い分野について答申を行ったが、今後は本道の特性、あるいは現状を踏まえて本道の強みをさらに強めるような分野ですとか、弱みの克服につながるような分野においてさらに審議を重ねていく必要があるということでございます。

河西先生からもありましたけれども、関係分野の審議会等との連携や関係団体との意思疎通ということです。関係団体は先程もお話しましたが、関係分野の審議会というと、道の中にもいろいろ他にも審議会のようなものがあって、先程井上会長からお話のあった医療に関するものとして医対協という北海道内の医療関係の方々が集まって北海道の医療政策をどうしようかというようなことを検討している審議会もございますので、そちらのほうとこちらの提案検討委員会と違うような議論になってしまうと、なかなか医療政策の部分については医療のほうの審議会の政策という意味では、国によって議論していくところが、そここのところに不整合ということが生じないようにちゃんと連携を図って、特区提案としても審議会のほうの考えとすったようなかたちでの提案になるように連携をしていくべきだということでございます。

(3)道民提案についてということでございます。道民提案につきましては、道民から寄せられる貴重な提案をより有効に活用するために、審議を一旦終了したものについても再検討する必要があること。先程、道民提案の状況の中で一旦終了というものがございましたけれども、そうしたものについて大事に扱うべきだということでございます。

道民提案については、募集することそのものが道州制特区の普及啓発に繋がるということで募集というものを積極的にやっていくべきであるということでございます。

(4)庁内提案についてということで、道自らが道州制特区の制度を有効に活用すべきであり、庁内提案に積極的に取り組む必要があるということをご指摘いただいております。

それと、道州制を目指して地方分権を進めるという観点から、今日の新聞などにも出ていましたけれども国の関与・義務付け・枠付けの話、地方分権のほうの関係ではありますけれども、必ずしも全て省庁がやるということではないので、そういったものの中で北海道として是非こういうものについては提案、枠を廃止してほしいというものも検討していくべきであるということでございます。

その他でございます。審議日程のことでございますけれども、委員のみなさんはなかなか忙しくて揃ってという、全員が集まってということは難しくございます。特に前回は、第1回目の提案にあたっている時には月2回とか、そういう頻度でやっていったものから、7人の委員のうち4人が揃った段階でしか設定できないこと、そういうことも多々ございます。なるべくみんなが揃えるような日に日程を設定していただくということでございます。

それと、個別の事項ということです。道民提案の検討結果、先程ご説明しましたけれども、314件の道民提案については審議を1回終了しておりますが、棄却という扱いをしたものではなくて、この委員会の用語としまして一旦本棚へということで机の上に置いてあったものを1回本棚へ仕舞うという取扱いをしていて、ゴミ箱へ捨てたものはないということですので、その都度状況に応じて1回本棚に入っているものをまた机の上に出してきて検討をすべきということでも有効活用していきたいというふうに考えています。

それと、継続検討扱いになっていきますカジノ・自由貿易地域・空港については、それぞれの状況に応じて適宜検討していくということにしています。現状、地元の方のお話を聞いたり、そういうことも含めてこれらの案件についてはやっていきたいというふうに考えています。

庁内提案に係る継続案件ということで、特区理学療法士・特区作業療法士の資格創設ということで、道庁の経済部のほうから出てきている提案がございます。これは前の委員会で何度か議論していただきまして、答申に向けて前向きに対応すべきという結論をいただいておりますので、そういうことを踏まえて対応していきたいというふうに考えています。

以上、前提案検討委員会からの申し送り事項の内容をご説明いたしました。

(井上会長)

ありがとうございました。

資料4に基づいて前委員会からの申し送り事項ということで事務局に説明を受けました。その前に河西先生のほうからご質問ということだったと思います。今の説明を受けてご意見等があれば出していただければと思います。

(河西委員)

どうもありがとうございました。

ちょっと先走りすぎて申し訳ございません。

たとえば、今地域とか関係団体から意見を聴衆するというような話が出ましたけれども、具体的にその関係団体というのはどのような範囲を指していらっしゃるのでしょうか。提案した内容を、提案された団体、もしくは個人の方に近いようなところから意見を聴衆するのでしょうか。

そうではなくてまったく違った意見、特区提案に対して違った意見を持っているような団体も含めて意見を聴衆することなのではないでしょうか。

(渡辺地域主権局参事)

お答えさせていただきます。

それは、どういう種類の団体ということは決めていません。ここの委員会の場でこういうところから聞いてみようということであれば、そちらにお願いして聞くということでご

ざいます。

これまでやった部分では医師会ですとか看護協会の方たちは、必ずしも特区提案に賛成という立場ではなく、こういう問題があるという観点でこの提案をやるとこんな問題が発生しますよという観点ではいろいろお話を伺いました。

逆にカジノについては、小樽商工会議所からは、それは進めたいという観点からの意見をお伺いしています。ですからカジノの関係につきましては、必ずしも具体的にこれだけではなくこういう問題があるのではないかという団体がもしあれば、関係の方がいらっしやいましたら、そういう方からもお話を聞いていくということになるかと思えます。

(河西委員)

ありがとうございました。

やはり現代社会は、非常に利害関係が複雑になっておりますので、この特区提案自体が非常に地域に対して大きな影響を及ぼすことに繋がります。

その時になるべく幅広い意見を聴衆するということが我われの立場かなというふうに思っております。今のご説明に添えるようなところをお願いしたいと思えます。

(井上会長)

ありがとうございました。

その他、ご意見、あるいはご質問でもお出しただければと思えますけれども、いかがでしょうか。

(湯浅委員)

見せていただいて今までの経過がわかったのですけれども、実は答申になったほうが少ないのです。本当にすごい会議を重ねてきたということは聞いていたのですが、一旦終了になったものに対して提案者関係の方たちにきちんと説明と理由というか、答申されなかったのはこういう理由があつてということの説明はされているのでしょうか。

(渡辺地域主権局参事)

道のホームページ上では載せていただいておりますが、必ずしも提案者がどこの誰々さんというのがわからない提案というものもございまして、個別に提案された方に必ずしもお答えできているわけではないということでございます。

団体の関係とか市町村の関係については、提案されている方がわかっている部分については基本的に私どものほうからお答えをさせていただいております。

全てこの提案検討委員会の審議というものは、ホームページ上では全て公開させていただいておりますので、熱心な方はホームページ上の議事録を見て、私どものほうに問い合わせいただくということもございます。

(湯浅委員)

はじまったばかりというか、道民に呼びかけて募集してはじめてばかりというかたちです。実は道民の意識というものを盛り上げるために実は、最初の細やかな対応というものが重要だというふうに感じるのです。ホームページを見て結果を調べたり、ここにどんな問題があって、次はこれをどう活かして次の提案に結び付けていこうかというようなことは、実はネット上だけではやり切れないものが私はあると思います。

本棚に置くのでしたら、できれば本棚から二度と下すことのないように、次の対応ができる準備をなさっていただければ次の提案に繋がっていくと思うのです。

私は、全体を把握しているわけではないのですけれども、このことですら一時終了になってしまうのだというようなこと、こんな提案をされているのかというものは本当に文字だけではわからないところがあるので、道民からあがってきて、そして相手もわかっていることなら、本当に大変な作業になっていると思うのですけれども、もう一つ対応していただいて、その理由を聞いた上で次の提案に繋がるように向けていただけたらありがたいなというふうに思っていました。

(五十嵐副会長)

今の湯浅委員と河西先生のご意見に対してのコメントなのですが、今回の道民提案については、どこの誰から出ているかということは一切委員は知ることは無い。それは、利害関係者からだと先入観を持ってしまうので、知ることは無いのですけれども、なかなか文章からだけでは読み取れない部分もたくさんあって、委員会の中では極力これをどう読んだら道民生活の保全に繋がり、かつ規制緩和に繋がる提案ができるかということの一つひとつ全部やってきました。ですので、道民の提案とは違ったかたちでこの委員会でも提案することもある。結構、委員会提案というかたちで進めてきましたので、次回この委員会でも是非読めるところは幅広く読んで進めていきたいと思っています。

最初の河西先生のご指摘のところなのですが、私が是非にと載せていただいた文章です。先程、たとえば医療のお話をしました。この検討委員会は、あくまでも特区の提案委員会なので粛々と進める部分というのは結構多くて、全体像というか政策論をするところではないという位置付けなのです。

したがって法律の一文一句を、ここの「でなければならない」を「である」ことに変えていくのではなくて、いろいろなことをやっていくわけです。

我われとしては、そのあり方、たとえば地域医療のあり方とかこれからの北海道における空港政策とか交通政策のあり方の中でどういうふうに特区をやっていくかということを中心に考えたいと思っています。そうすると、その前段階のあり方の議論というのは、考えてみて別のところでやっている。別のところでというと変ですが、道庁の中でやっているわけです。その意見と一緒にいかないと特区としての提案が強くない。特区だけが一人歩きをするわけではありませぬし、かつてこれまでも特区提案を

出すと新聞にこんな細かいものと叩かれたこともありますけれども、そういうことではなくて我われとしては、細かいのだけれども、実はこれは大きな政策の中のここののだという位置付けていきたい、というのが私の思いです。

医療とか空港というのは、かなり既存の社会があって、それが回らなければならない世界というものが一方ではあるけれども、道民目線とか地域に住んでいる人たちの目線で見た時の地域医療のあり方とか、空港とか交通のあり方というのは、もう少しこうだったらいいのではないかということがある。それは素人考えかもしれませんが、あったわけです。

そうすると、逆に医療対策審議会とか空港を考えている空港ビジョン小委員会というのが今年度から立ち上がったのですけれども、そこで議論している中で、ここは規制緩和ができればそのビジョンが成り立つのになんかということを出してもらいたい。意見を受けて私たちが提案します、という意図を持っていた。参考人として呼び出した方にその意識を持っていただきたかったですけれども、共通の基盤を目指すことは難しいということを実感いたしました。そこは諦めているわけではないので、今後ともそういう関係団体とかは、我われが考えているスタンスがなにもそこの規制を緩和してあなたたちの世界を壊すわけではないのだということのご理解をいただきたい。逆にそういう世界の人たち、業界の方たちからの提案をいただきたいというところを呼び掛けていくという意図でございます。

(井上会長)

その他、いかがでしょうか。

このメンバー7人の内3人が少なくとも前回の委員会から引き続きということになっております。実は、7名のうちどういうふうに入選をするかということが事務局サイドでも苦心なさったというふうに私もたまわっております。

結局、いろいろなかたちで検討を継続し、他方で生産性を高めていくということの意味では、やはり新しい知というものを、知恵を入れ換えるというようなことが必要だということで、メンバーも半分ずつ入れ換えるというようなかたち。これまでのやり方を必ずしも踏襲する必要というのではないわけですから、是非特に新たなメンバーの委員の先生方におかれては、ここはこういうふうにしたほうがいいのではないかということは積極的にご提言いただければというふうに思います。

先程湯浅委員のほうからお話がありましたけれども、その提案した方々に対するフィードバックというものはどういうふうになっているのかということがありました。これは、必ず一本ずつ公表というものがあって、そしてご意見いただいたものと関連する法律云々というのが、いずれその詳細な資料が出てきて読みこなすのも大変なものになってくると思うのですが、こういうようなものが道庁のホームページ等々にも掲示してあるので、それで今まで対応してきたけれども、きちんとした議論が行われたというような部分に関し

ては、別なやり方もあるのだろうというふうに思いますので、ご提案者が納得していただけるようなかたちで今後我われとしても努力してまいるといふことでご理解いただければというふうに思います。

ただ、多くの場合というか、提案者がわからないということ。最初の時に私は、名前が入っていたり業界団体が入っているのは、ここは出さないでくれと。つまり、これに縛られて、そして身動きが取れなくなるというようなわけにはいかないの、この委員会に出てくる部分は、あくまでも要するに広く道民のスタンスに立っているという自覚のもとでそれぞれの委員がご意見を述べていただくというように対応しようとしてきております。政党の名前などが出てくると取扱が厄介になりますので、これは出していただきたくないということをお願いしています。

いずれにしても提案者に対する啓発というのは必要です。

ですから検討しても、先程どういう言い方をされたのかわからないですけれども、これを棄却したものというのは全てなく、必ずいろいろな時代が動いてくると提案が復活してくるし、提案としてあげてという部分が今の時代にはそぐわないというかたちで少し、その他で残さなければいけない部分というものも出てくると思いますので、その都度ご意見をいただきながら対応していくということにさせていただきたいと思っております。

あとは五十嵐先生が言われた部分が河西先生に対する答え等々になっているのだろうと思っております。

各委員の先生でも、時々途中までわからなかったといわれるのは、道州制の議論と道州制特区の議論というものが混乱する場合があります。ただ念頭に置かなければいけないのは、どういう地域づくりをするのか、どういう地方分権で地域主権型の道州制をつくるのかということは念頭に置いておかなければいけない。

ただ、ここで提案する最後の出口のところは、要するに特区の提案ということで法律のここここを改めてほしいというかたちになりますので、出口の部分を中心に意識しなければいけないというふうに思います。

手を広げれば我われでは收拾できなくなる可能性もありますから、医療の問題もそうですし環境の問題もそうです。カジノの問題もそうでしたから、一番最初からカジノはあがっていて、この委員会の中でもグッと傾いて、グッとまた逆に傾いてということもあるのです。そういうところは慎重に扱っていくということでご理解をいただければと思います。

よろしいでしょうか。

一つひとつのテーマで話を区切っているわけではないので、のちに遡ってということのご意見、ご質問もしていただいて結構かと思っておりますので、とりあえず次のところに移って、用意している大きな議題というのは次くらいまでですので、先に進めさせていただきたいと思っております。

(3) 今後の審議についてということですが、これも事務局参事のほうからご説明いただきたいと思っております。

(渡辺地域主権局参事)

資料 5 を用意しましたのでご覧いただきたいと思います。

今後の提案検討委員会における審議についてということです。

これは、現時点でのことになりますけれども、事務局の考え方を説明させていただきたいというふうに思います。

先程ご説明しましたが、道民提案の検討というものが基本になります。寄せられているものの中で結論が出ていなくて検討を継続していくのが、先程もご説明しましたようにカジノと自由貿易地域と空港の管理権限の関係、3種類のもので残っております。

また、前の委員会で検討した結果、その時点では提案する状況になったということで、一旦終了としたものがございます。これらについては、井上会長からもお話がございましたけれども、時間の経過とか情勢の変化によってもしかしたら国の提案というものに盛り込むというようなものの可能性もございますので、そうしたものについては、もう 1 回おさらいをして見直していくということをしていきたいというふうに考えております。

本年 5 月以降、本年 4 月までの状況ということで 314 件ということでございましたが、本年 5 月以降に新たに寄せられているものがございまして、現在までに 40 本程寄せられてございます。

この 40 本につきましては、現在道庁の中において一次整理ということで、本委員会で議論をしていただくために寄せられた提案がもし実際に実現した場合にこういうメリットがあって、こういうデメリットがあるという表を整理しているところでございます。こういう整理が終わりしだい委員会でご議論をいただきたいというふうに考えております。

次に道庁で出されている提案ということでございまして、既にある提案としては、先程の申し送り事項の中にありましたが、経済部が出しています特区理学療法士・特区作業療法士の資格創設というものがございます。

あと道庁内の提案というのは、いつ出てくるというのははっきりしませんので、出てきた都度こちらの委員会にかけさせていただいて、その際には提案を出してきた関係部のほうからご説明をさせていただいてご議論をいただくということになります。

先程の引き継ぎでもありましたけれども、分権の関係ということで、国の関与・義務付け・枠付けの廃止、土地利用の関係に関していろいろそういうものがございまして、道庁内でもかねてからそういうものの検討を進めてきた経過もございまして、これにつきましては事務局のほうで道庁内で取りまとめた上で、こちらの委員会のほうにかけて議論させていただくということをしていきたいというふうに考えております。

今後の第 5 回の答申の考え方ということでございます。上記の項目について随時ご審議させていただいて、これまでは最低でも 5 本程度まとまった段階で答申してきたということになってございまして、一定程度の本数がまとまった段階で答申していただければというふうに考えております。

以上、事務局の現時点での考え方について説明させていただきました。

(井上会長)

ありがとうございました。

資料 5 に基づきまして事務局のほうから今後の提案検討委員会、本委員会における審議についてということ。審議項目の予定についてということ。そして第 5 回答申の考え方についてということで説明をもらいました。

これらの点につきましてご意見、ご質問があればお出しいただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

わかりにくいかもしれませんが、私のほうから質問というか確認をいたします。

まず、次回以降という目先の問題からいくと、これは具体的にあがっている、たとえば継続検討項目というものがあって、それを改めてこの審議委員会で検討をし、さらに、これは庁内提案ということで、先程事務局から説明がありましたけれども、前委員会では 4 月に提案したあと、5 月・6 月というのは空白になって、ここで取りまとめても一本を知事に答申し、そして国にあげていくというのは、いささか手続き上問題点があるのではないかと、前委員会では一応の審議というものを尽くした上で可決といいますか了承をいただいているというようなものです。これはこれで、ここで新たな委員会でも一応議論していただくことが必要だと思いますけれども、こういったところが具体的にあがっているという意味ですよね。

さらに、新たに出てきている約 40 本、これについては前委員会でも当然議論の枠組みとして整理していないので、近々の委員会の中でその一覧表、仕分表等々を出していただいて、そして道州制特区によるものよらないものというかたちでの仕分け。

道州制特区によらなくてもというのはわかりにくいかもしれませんが、これは地域の方々は、あるいは道民の方々は意見としてお出しになる。これについては貴重な意見なのですが、現行法規、現行の法律の枠組みでもできる。しかし、そこまで手が及んでいない。あるいは、手が及んでいないというか、予算もついていないから、あるいはその地域でそういう具体的なものがないので提案されてきているというようなものが道州制特区の議論によらなくてもということ。このあたりのところは簡単な仕分けをしますけれども、ここで本格的な議論というふうにはなりません。

このあたりの方々に、先程湯浅委員がいわれたように、きちんと現行法規でもできるのですよということを言っていくということを、小さな策だけでも積み重ねていく必要があるのかなというふうには思います。

いずれにしても道州制特区によらなければいけないものというかたちで仕分けされたものも含めてここで議論していくということが日程的な順序になります。

(渡辺地域主権局参事)

今会長がいわれたとおりに私どもとしては考えてございます。

道庁の内部での新しくきた 40 本の整理には 1 ヶ月程度かかりますので、それについては

年明け、来年になりますが、そのくらいから審議していただければと考えております。

(五十嵐副会長)

先程の意見と関連するのですが、一旦終了なのだけれども、たとえば調整中になっている農業・観光・環境などの中で関係審議会・団体などの状況を踏まえながらというふうにあります。これはなにか出てきそうな、まさに審議会で議論をしていて、この中で特区でというのは出てきているのでしょうか。

(渡辺地域主権局参事)

今のところ具体的にそういうものはない状態でございます。

(五十嵐副会長)

新政権になってから、法律によっていないので変わるのには少し時間がかかるかと思えますけれども、いろいろなことが各大臣が発言されている。直轄負担金や空港の問題も前原大臣は随分と発言されている。発言することそのものが許される時代になったのだなという感じがするのです。

それとの関連で、もし国の方針で出てしまったら特区としては出さなくてもいいかなということになるのでしょうか。

このへんの絡みはまだだとは思いますが、なんとなく中央から大きな声で聞こえてくることと特区が結構重なってくるという感じがするのですけれども、そのへんの整理はどうかのでしょうか。

(前川参事監)

恐らく、民主党政権になってから、規制緩和といいますか、いろんな捉われない議論というものがかなり多くなっております。そういう意味では、私どもとテーマが結構合致している。今、五十嵐副会長がおっしゃったようなかたちで出てきています。そういったことも見極めながら、この審議を進めていかなければいけないということで、先程のご質問でいくと、空港とかそういったものが本当に規制緩和とかいろいろなことが出来上がって、それが今度は道にとってどういう価値があるかということを経験していただいて、さらに深堀みたいなかたちの規制緩和とか権限移譲というものが必要であれば、そこからまた発言をしていくとかたちになろうかなというふうには思っております。

どちらにしてもかなり見極めが必要だという時期だというふうには思っております。そういう意味では、この会の進め方というのは、以前はかなり足早に進めていかなければいけないという状況だったと思いますが、ある意味ここは少し足踏みをするような場面があるのかなというふうには思っております。

そういったことを含めて先生方には個別に情報をお伝えしつつ、この会の進め方等は、

順次、皆様と今後も連絡を密にしてやっていきたいというふうに考えております。

(井上会長)

ありがとうございました。その他、ご意見はいかがでしょうか。

(南部委員)

今までのことがあまりよく理解できていないものですから、今会長さん副会長さんのお話で理解ができました。

今の中で、私は食の安全室の立ち上げの時に少し関わったのですが、確かその頃から出ていたと思うのですが、エゾシカのことなのですが、エゾシカの肉のほうだったのです。今これを見ますとエゾシカの被害。これは北海道特有です。非常に12年くらい前から増えだして大変な事態になっているというような中で、10年くらい前に鹿肉をなんとかならないだろうかという道のほうからのご質問があって、私の主人はフランスなものですから、フランスでは鹿肉はよく食べます。その料理法などをお知らせいたしまして、それを今度はきちんと流通に乗せるということが大変難しいというようなお話があったのです。今こういうようなエゾシカの被害というような大きな問題が出てきて、やはり北海道特有の問題ではなかろうか。だからこちらのほうの提案の中にも2本程エゾシカについて出てきているような印象です。

そのあたりのところはどのような状況で、エゾシカの被害とエゾシカ肉の関係、どのようなかたちで今現在進んでいるのかということをお教えいただければと思います。

(渡辺地域主権局参事)

エゾシカ肉を流通に乗せるということで、今牛ですとか豚というのはと畜場法という法律の中でと畜場で食肉の検査をして大規模に流通しているわけです。鹿肉というのは、そのと畜場のほうの対象になっていなくて、と畜場の対象にできれば広く流通できるのだけれども、個別にやっていくとなかなか流通できないのだという主旨の提案だったと思います。

そのと畜場法からいくと、そこに鹿肉を入れればいいのかということもあるのですが、そのためのライン、現実にと畜場の鹿肉のほうのラインをつくって、そこに要員を配置して検査して流通させていくということになるのですが、それだけの流通量はなくて、それに投資する状況がないということ。今のところ個別に畜用したものを、大規模な流通ルートには乗らないで処理されている状況にあります。

ですから、一応食肉として流通、規模は大きくないのですが、流通することではできている状況なので、そこをと畜場法の中に入れてもらって大規模流通をさせられるようなシステムにどういうふうにするのかということが課題だったと思います。

そのためには流通量が少なくということで足踏みしているというふうに私は記憶して

おります。

(河西委員)

この委員会で様々な議論が生まれ、特区提案というところで提案して、それで結果として国のほうが法令を改正する。それから政令・省令を改正する。現行の制度で対応可能ではないかとか、そういうような返事がかえってくる。

また、こちらの委員会で検討した結果、特区提案にしなくても現行法令で対応可能、現行施策で対応可能というものがあります。その結果として、たとえば現行法令でできるのだよという、その提案者が実際に現行法令で実施したケースというのはどのくらいあるのかということをは是非お伺いしたいのです。

もしくは、特区提案をして省令や政令が改正されて、それに基づいて実際にやろうということで作られたケース。そのへんがどのくらいあるのか教えていただきたいのですけれども。

(渡辺地域主権局参事)

把握していないのです。特区提案によらなくてできるものの中の多くにお金の問題があって、投資する方が、お金はいくらでもいいというのであればできるということは結構あるのです。

あとは補助金を付けてくれ、額を増やしてくれというような提案もございまして、こういうものというのは特区で、北海道だけで補助金を増やすという提案というのはなかなか馴染まないということで整理したものが相当数あるということです。

道の、この間の新聞に80キロ制限速度、あれもこれに入っていたのですが、その整理は、要は法律上は都道府県の公安委員会が決めることになっていて、国ではなくても北海道の公安委員会で決めればできるということで、今でもできるということ。実情はできないのですけれども、権限は公安委員会にあるというようなものもございまして。国に出しても、それは道で決めてくださいと言われるようなものもあるということです。

(河西委員)

この特区提案やなにかの議論を盛り上げるためには、やはり成功事例というものが必要です。もし実際にこの委員会で検討して、どうかたちであれ可能だということになって成功した事例、そういうような統計というものを是非整理して道民の方々に周知していただくと、こういうことも実際にできるんだということで、また新たな提案に繋がるのではないかと思います。80キロ制限に関しては、是非公安委員会に頼んで通していただけたらなというふうに思います。

(井上会長)

今、河西先生がおっしゃったことは、統計的にとることが可能かどうかということは、改めて、私が統計をとることというのは確実に不可能なので、道庁事務局のところでも検討してもらえればいいと思います。

ただ統計、一件一件云々ということではなくて、たとえば先程あったコミュニティーハウス、第3回答申の提案のところでもコミュニティーハウスの制度創設ということで、通知により推進云々ということで、社会福祉法の見直しの中で制度化を検討というようなことがあって、これはずっと前、前々回だったか知事が座長を務められた時に湯浅委員や五十嵐委員なども参加されていたと思うのです。たとえば、これは釧路にあるコミュニティーハウスの件です。要するに児童福祉法はじめ様々な法律が縦割りになっていて、一つの施設の中でやって云々というようなことだったけれども、これは実際にモデルとして国でも採択され、そして現実に動いているというようなことで、これが途中の段階でモデル事業、道州制特区提案のモデル事業としてやったような部分があった。こういうようなことというのは、現実にそういうモデルとして道民のみなさん方にこういうことができるのですよということを、最近流行っている見える化というのですけれども、みなさんの前に具体的に見せるというようなことは、今後そのような案件があれば極力努めていければというふうにいたします。

そういうようなことで意見としてきちんと受け止めておきたいというふうに思っております。

南部先生が言われた部分というのは、エゾシカ被害の防止というのは環境保全かなにかで議論して、そして現行法規でもできるというふうになっていたこと。肉の処理の部分というのはどうしたらいいのかなということもあるので、こういうことというのは今後逐一この委員会でもあがってくる部分は、一つの提案なり一つの意見としてしかるべき処理をして答えを出していくということで進めたいというふうに思います。

この委員会は、先程出ていましたけれども、80キロを超えてというのは、道警から意見を取りまとめていたりもしていたのです。かなり具体的に動きそうだったけれども、途中で暗礁に乗り上げた記憶があって、その暗礁はなんだったのかということにははっきりしないのですけれども。

ただ、同じあれの中であがってきている維持管理費に関わる国直轄事業負担金制度の廃止。これは、みなさん方にとってみれば、テレビで毎日橋下知事が出てきて、直轄負担金を払わないというふうになんて言われて、あれが出発点だとみなさんは思われていると思うのだけれども、それ以前に我われはこれを国にあげていたのです。こういうようなことというのは多々ある。そしてあとで国がこれを認め、そして他の地域も含めて全国一括でやりましょうというふうになるのが多々あります。

かといって、先程申し上げましたけれども、北海道が行使、先駆けになってやっているということは、いずれにしても大事なことだと思うので、それは今後もやっていければと

いうふうに思っています。

今出ているのは、若干次の議題とも絡んでいるのです。大きな議題でもないのですが、(4) 次回 34 回委員会についてということで、先程の参事のほうからの説明の中で約 40 件の案件というものの仕分けをするのに 1 ヶ月以上かかります、かかるのではないのでしょうかという意見が出ました。

参事監のほうから要するに新しい政治の仕組みというふうになってきた中で必ずしも姿が見えないかたち。つまり、元々の出発点でいえば、この法律ができた道州制特区の推進法という、18 年 12 月、国の法律でできたということなのだけれども、その扱いは今後どういうふうになっていくのかというのが必ずしも見えない。そして、ここにあらがってきている第 4 回提案が、そろそろ期限として何らかの感触かなにかが取ればというふうに思うけれども、来年の 3 月、年度末にギリギリ出てくればいいほうだなというような感触もある。

あるいは、この道州制特区提案そのものは、これは前政権の時につくられた法律によっているので、今後の取り扱いについてはというところは、必ずしも見えないところがある。そして日本経団連の道州制特区提案というのは、担当大臣もかなり前向きに受け止めておられるようだけれども、そこの中に書かれてあるのは、要するに道州制特区というのは、議論は北海道ばかりではないだろう。全国一律に一緒にやるということではいかなものかというふうになってくると、審議・議論を積み重ねてきている道州制特区提案というものの、この委員会そのものもどんどん現場におりてくると、どういう扱いに、位置付けになってくるのかということとはなかなか見えないという部分も、少なくとも私の立場からはある。

ただ私たちは、頭に掲げているのは、住民参加型の地方自治ということで、住民参加型の地方分権ということですから、どうしてもトップダウンで行財政改革の一環とか、経済の建て直しのためということではなくて、住民一人ひとりが参加して自分たちにとって住みやすい地域を自分たちの意思でどういうふうに構築していくかというボトムアップで運営しているし考えてやってきている。政治の流れがどうなろうと、この部分は引き続き我われとしては淡々と粛々と進めていきたいというふうに思っています。

話はもとに戻りますが、参事、あるいは参事監がいわれたような全国レベルでの動きというものも睨みながら、1 点はきちんと、これも参事監等々がおっしゃったと思いますが、きちんと委員のみなさん方にはその成り行きというものを、機会を捉えて連絡していただくということが 1 点。

ただ流れが見えない中で 1 週間に 2 回集まってもらって、夜中までやって取りまとめていくというのも結局受け取ってもらえないというようなことになりますので、一番効率の良い日程等々をみなさん方と詰めながらやっていくということの姿勢だろうと思うのです。

そういうようなことで、少なくとも 1 ヶ月程度はかかるということ踏まえれば、次回は 12 月、1 月以降というようなかたちになるのでしょうか。そういうところを含めて議題

(4) 次回 34 回委員会についてを事務局からご説明いただければと思います。

(渡辺地域主権局参事)

事務局といたしましては、先程も何名かの委員におっしゃっていただきましたけれども、継続となっている案件はどういう状態なのかということをお委員のみなさんに知っていただきたいということがございます。

カジノですとか自由貿易、空港の部分、おさらい的なことを次回は、それを中心にやればというふうに考えております。

具体的な日程は、まだ我われも決めておりませんが、参考人の方に来ていただいて意見交換をしていただくということできればやりたいというふうに思っておりますので、年内に 1 回できればいいかなと思っております。12 月ということもございますので、みなさん大変忙しいということもありますが、年内、または 1 月の中過ぎくらいに次を開催できればというふうに考えております。

具体的な日程につきましては別途メール等で調整させていただきたいと考えております。以上でございます。

(井上会長)

ただいまの点につきましてご意見等があれば、あるいはご質問があればお出しいただければと思います。いかがでしょうか。

(湯浅委員)

質問なのですけれども、この一時終了というか、そのところをもう一度見ているのですけれども、そのところをこれからも活かすという意味で、この論点になった、これを分野別にわけています。それに関して関係部局との連携というものはあるのでしょうか。

(渡辺地域主権局参事)

道民提案が出てきて、一次整理という段階で仕分けしているのですけれども、それについてはそれぞれ関係部においてやっております。

その状況によっては関係部が来て説明するというのも過去にございました。そのようなところでございます。

庁内からの提案については全面的にそれぞれの部が担ってご説明し、国との対応もその部がやっているような状況です。

それと、その道民提案を仕分け、一次仕分けをしまして提案検討委員会から出ていったときには、当然関係省庁で検討するものですから、道庁の直接的な窓口ではないのですけれども、各部で、それぞれの部で関係省庁からの問い合わせについては、主権局を返してですけれども回答していくというかたちで各部にも関わっていただいております。

状況でございます。

(湯浅委員)

そういうことでしたら、次に生きてくるものだと思うのですけれども、もう一つ、一時終了になったものが関係部局に答えとしてもらいますよね。その時に理由がわかれば、私は特区に申請するという事は、法律とかいろいろなことで難しいからせめて特区で規制緩和というか、求めていくものなので、すんなりと「はい、いいですね」というものはなかなか出てこないと思うのです。

でも、それをどう工夫すれば自分たちの暮らしに活かせるかということを次に検討するものだと思うのです。実際、細かく検討してもらって、一時終了になったものでも、現場にいる私としてはなぜこれが通らないのか不思議なものがいくつかあって、それでその部局に戻ったときにその部局の人たちがどうしてそれで納得してしまうのかなということが実は疑問だったものですからそんな意見を出させてもらっています。

それはいろいろな理由があってということは本当にわかるのですけれども、関係部局の方たちがそれを乗り越える知恵を出し合ってこそこれが生きてくるような気がするものですから追加で意見を言わせていただきました。

ありがとうございます。

(五十嵐副会長)

自分の首を絞めるようなことを段々とやらなければいけなくなってきたのですけれども、一旦本棚にしまったものを、我われ委員自身がもう 1 回見直すということで次回集まったらよろしいのではないかと思います。

それと南部委員の発言にあった、南部委員にはこれを見ていただいてエゾシカの被害防止ということをエゾシカ肉はというふうに発想していただいたのと同じように、たぶんもう 1 回見ると、これはこうだったけれども別の提案が出てくるのかなと。そうすると組み立てが変わると思いますので、南部委員がおっしゃった道の食の安全室が、その後どういう対応をされているのかということを是非フォローしてもらいたいと思います。

エゾシカの被害防止のところで、確か環境のほうでは雌鹿の狩猟禁止を解禁したり、狩猟期間を長くするという策をとっていて、獲れる環境はつくっているのだけれどもハンターが少ない。ハンターが獲ったあと、持って行くところがないのでその場で捨ててしまう。鉛を使ってはいけないけれども、使っている。いろいろな問題があってなかなか流通に乗っかってこないということだと思います。

ただ、もう少し大きな政策として見たときに北海道の食文化とか食の流通ということを考えて、かつエゾシカの被害もできるということから見たときにこれをもう 1 回どう見られるのかというふうに見ると、特区で出すところはあるのです。

いろいろな部局に関わるので、まとめていけるところがどこか 1 個所ないといけない。

それを是非道の中で考えていただきたい。まとめて提案ができれば一つの実績にもなるかなと思いますので、次回に是非そのへんの状況を整理していただきたいと思います。

それと我われ自身も見直すという、そういう意識が集まったらよろしいかと思います。

(井上会長)

ありがとうございます。

その他ご意見等はいかがでしょう。

新しい委員の先生方は、これまでの経緯、あるいは先程私が講評というようなものを含めて、講評を全部回しても大変だろうと思うのだけれども、論点を整理したもの。

(渡辺地域主権局参事)

メリット・デメリットを。

(井上会長)

B4あたりで、A3でも、大きなものになるので、そこには全てご質問、あるいは議事にこだわるということにはならないけれども、メリット・デメリット、そして関連の法規、メリット・デメリットというよりは、デメリットにはこうこうこういうようなマイナス面もあります。このところをやると、たとえばさる地域の果実酒の問題で、環境の面ではいいのではないかなとなるけれども、では製品化というものの酒税そのものに引っ掛かってきて、これは今の時代にはどうかというようなかたちで一旦伏したものもあつたり、そういうようなことが書いてあるメモ、メモにしては大きいし厚いものです。

戻りますが、新しい委員の先生方、そういうことでご関心をお持ちいただけるのであれば、パソコンからダウンロードすればいいではないかということになるかもしれませんが大変なことなので、手元にあるもの。

そして五十嵐さんたちがつくられた「みんなの北海道」のパンフレットを配っていたいて、道州制特区というものは一体どんなものかということでご理解を深めていただきたいと思います。

勝手なことをいいましたけれども、その他いかがでしょう。

次回のテーマは決まっているわけではありませんけれども、これまでの議論、そして特に具体的な議論の進め方というのは、こうこうこういうようなかたちで今までやりましたというようなことも片方でご提示しながら会議を進めていくということにさせていただきたいと思います。

いずれにしても年末とか年始というようなところは比較的忙しい時ですから、そのところはうまく日程を調整していただいて、多くの方々に、全員が集まれるようにしていきたいと思います。よろしく申し上げます。

他になにかご意見等々、なければ事務局のほう(5)その他というところでお願いします。

(渡辺地域主権局参事：ありません。)

では、第 1 回目ということでありましたけれども、積極的にご意見をいただきました。ありがとうございました。

法律のものというのはどうしても事務局の手を借りなければいけません。そして庁内での展開、あるいは北海道におけるいろいろな意見というものも、私たちが直接にというよりは、事務局でいろいろなかたちでの意見の集約をしていただいて、ここにあげていただかなければいけないものも多々あります。

いずれにしても道民の目線でということが基本ですから、これからも忌憚のないご意見をいただければというふうに思います。

あとは、大学地域についても、手前も事務局もやりますが、最初は結構いくつかの大学で出前授業ということをやったのです。そういうことでまいりますので、是非道州制特区の啓蒙も是非実施していただければというふうに思います。

では、本日はこれにて終了ということにさせていただきたいと思います。

ご苦労さまでした。

<会議終了>